

# 刈谷市歴史博物館基本的運営方針（案）

令和6年 月 日策定

## 目次

1	運営方針策定の目的と博物館における基本的考え方	2
1-1	運営方針策定の目的と改定の背景	
1-1-1	開館後5年間の成果	
1-2	歴史博物館が目指していくべき姿	
1-2-1	歴史博物館の来館者層分析と求められる役割	
1-2-2	歴史博物館と距離がある層への訴えかけ	
1-3	歴史博物館が果たす機能	
1-4	公開承認施設認定へ向けた取組	
1-5	上位計画との関係性	
2	博物館の中核的機能（ミュージアム機能）	9
2-1	調査・研究事業	
2-2	展示・公開事業	
2-3	教育・普及事業	
2-4	収集・保存事業	
2-5	情報収集・発信の活動	
2-6	親しみやすい博物館となるための活動	
3	博物館機能以外の活動	14
3-1	祭り保存伝承機能	
3-2	アーカイブズ機能	
3-3	埋蔵文化財保存活用機能	
3-4	市内に点在する文化財のセンター機能	
4	博物館施設を利用しやすくするための活動（管理部門）	17
4-1	博物館施設の利用	
4-2	来館者へのサービス、安全管理	
4-3	火災、地震等自然災害等への対策	
4-4	事業に必要な財源確保	
4-5	施設面での課題と対応	
5	地域の中核となるミュージアムを目指すための活動	20
	[今後5年間のアクションプラン]	
5-1	学校教育との連携や、市民参画型の事業展開	
5-2	郷土資料館等の市内関連施設や他の博物館等との連携	
5-3	デジタルミュージアムへの対応	
6	運営の検証と評価	22

## 1 運営方針策定の目的と博物館における基本的考え方

### 1-1 運営方針策定の目的と改定の背景

本運営方針は、博物館法や文化財保護法、刈谷市文化財保護条例や刈谷市歴史博物館条例等を踏まえ、来館者の立場に立った運営を目指すために策定するものである。

当館ではこれまで「刈谷市歴史博物館基本運営方針」（以下、「当初方針」という。）に基づき「市民のための」博物館を目指して運営してきた。令和6年3月には開館5周年を迎えることから、5年間の成果と課題を整理した上で将来を見据えた博物館を目指すことが必要と捉えている。おりしも、令和5年には博物館法が約70年ぶりに全面改正された。文化財の保護だけでなく活用をという社会の要請を受け、博物館もより現代的な課題に応える必要がある。

以上から「刈谷市歴史博物館基本運営方針」を見直し、新たな「刈谷市歴史博物館基本的運営方針」を策定するものである。期間は5年間とし、令和10年度に見直しを行う。

#### 1-1-1 開館後5年間の成果

歴史博物館は開館5年を経過し、当初方針で設定された機能の多くは軌道に乗り始めている。はじめに、博物館開館後に新たに始めた事業や、それに伴う成果を当初方針の機能別に整理する。

##### A ミュージウム機能

###### ・調査研究

学芸員が開館前の5名から8名に増加したことにより、対象とする専門分野が広がった。特に美術工芸分野や歴史学の中世史、考古学の石器はそれぞれ専攻している学芸員が採用されたため、新たな資料の発掘など成果が上がっている。

成果報告の場としては、「博物館NEWS」や「研究紀要」を定期的に発行し、新たな研究成果が公表されている。また、年3回程度開催している企画展においても図録や解説パンフレットを必ず発行し、新たな資料の紹介や研究成果の報告に努めている。このほか、埋蔵文化財や美術工芸資料の調査報告書を刊行し、成果を随時公表している。

###### ・資料の収集

歴史博物館の存在が認知されるに伴い、資料寄贈・寄託の申込が増えている。そのため、資料収集方針を策定し収集基準を明確化した。また、資料購入に関しても要綱を策定し、有識者の意見聴取を義務化した上で、積極的に購入を進めている。収集した資料は可能な限り速やかに展示や博物館NEWS等で公開し、市民へ還元している。

###### ・資料の保存環境

24時間空調で環境をコントロールできる収蔵庫に指定文化財等を移動し、適切

な保存環境を維持している。虫害やカビのリスクも格段に軽減された。また、エアタイトケースに入れての展示ができることから、指定文化財などの展示も可能となっている。

#### ・展示

常設展示室である「歴史ひろば」において刈谷の歴史の特徴について分かりやすい展示が常時行われている。また、「歴史ひろば」の展示替え（年間4回程度）や企画展示（年間3回）において、新たな調査研究成果を公開している。合わせて、他館から国宝・重要文化財等の借用をすることで、普段目にするのできない貴重な文化財も公開している。

#### ・教育普及

現役教員である指導主事が置かれ、市内小中学校へ向けた事業が行われている（中学校1年生の見学、収蔵資料を使ったアウトリーチ、社会科教育研究会へ博物館の利用に関する発信）。また、高校や大学とも積極的に交流の機会を設け、各種連携事業を行っているほか、令和5年度からは博物館実習を実施している。

また企画展の関連イベントや各種講座・講演会を開催し、市民を中心に歴史への興味関心を高める活動を行っている。その他、体験学習室における簡単工作や歴史体験講座、刈谷城盛上げ隊の活動を通じて、子どもから大人まで歴史に親しむことのできる場を提供している。

### B 祭り保存伝承機能

指定文化財である山車を適切な環境で保存することができるようになった。祭り会館機能として作られた「お祭りひろば」における万燈担ぎ体験などを通じて、刈谷の祭りの魅力に親しむ場を提供している。各保存会との連絡調整を行い、祭りの継承に協力している。

### C アーカイブズ機能

市が収集した古文書類を適切な環境で保存することができるようになった。また、資料閲覧室において古文書類や関連図書を公開し、郷土史家や研究者が閲覧できる体制を整えている。市民からの調査や資料寄贈の依頼も増加している。

### D 埋蔵文化財保存活用機能

これまで市役所の外にあった保管庫や整理場所が博物館に集約されたことで、学芸員と作業員との連絡調整が密に図れるようになり、作業スピードが上がった。それに伴い、調査報告書も計画的に刊行できるようになった。イベント等の回数も増やすことができ、考古学に親しむ機会を積極的に作るできるようになった。

### E 共通機能

博物館の活動評価は館内アンケートを中心に行い、改善可能な点は直ちに改善するよう努めている。またアンケート結果は、活動実績と共に館長の諮問機関である刈谷市歴史博物館協議会に報告し、委員から活動評価を受けている。なお、令和3年3月には博物館法に基づく登録博物館となり、博物館法改正後も改めて登録（※）を申請

する予定である。

※博物館法改正の経過措置として、令和 9 年度までは改正前の登録は維持されるが、その間に改めて登録の申請が求められている。

## 1-2 歴史博物館が目指していくべき姿

歴史博物館は、歴史資料の継承を軸として刈谷及び周辺地域の特色を積極的に発信し、地域の中核となるミュージアムを目指していく。来館者には博物館資料を活用した学びを提供することで、リピーターとなっていただけるような取組を行う。

### 1-2-1 歴史博物館の来館者層分析と求められる役割

歴史博物館を訪れる方は様々な目的があり、職員にはその目的に応じた対応が求められる。ここでは来館者を下記のように「来館の範囲」と「歴史への関心度」に基づいて分類し、求められる役割を分析する。(もちろん全ての来館者が下記に当てはまる訳ではない)

来館の範囲 歴史への関心度	市内	近隣市	それ以外 (県外・観光客)
高い	・郷土史研究者① ・保存会② ・リピーター(※) ③	・郷土史研究者① ・リピーター(※) ③	・研究者① ・企画展見学④ ・他の観光のついで ⑧
一定程度ある	・保存会② ・企画展見学④ ・団体見学⑤	・企画展見学④ ・団体見学⑤	・他の観光のついで ⑧ ・仕事等の余剰時間 ⑧
あまり高くない	・企画展見学④ ・学校見学⑥ ・子ども・幼児⑦ ・近隣イベントの ついで⑧ ・連れられて⑧	・近隣イベントの ついで⑧ ・連れられて⑧	・連れられて⑧

※リピーターとは、企画展やイベントなどの情報を能動的に入手し、度々来てくれる方のこと

#### ①研究者・郷土史研究者（Cアーカイブズ機能）

資料閲覧室での古文書類の閲覧が中心で、調査内容によっては学芸員によるレファレンス対応を行い、地域史の研究が行いやすい環境にすることが必要である。

## ②保存会（B祭り保存伝承機能）

山車の搬出入やメンテナンス等で協力関係にある。保存会の課題である後継者育成に繋がるよう、お祭りひろばの展示を中心に、来館者に祭り文化への興味関心を持ってもらう仕組みを作っていく。

## ③リピーター（Aミュージアム機能）

博物館ホームページやX（旧 Twitter）、市民だより等を通じて広報を行うことが必要で、何度来ても飽きさせない工夫や、来るたびに新たな発見をすることができるように努める。

## ④企画展見学者（Aミュージアム機能）

企画展の広報を通じて興味関心を持っていただいた層である。博物館としては③リピーターへと繋げることが期待できる層でもある。企画展の内容を充実させるほか、常設展への巡回や、関連イベントへの参加に繋げることが求められている。

## ⑤団体見学者（Aミュージアム機能）

団体見学は、歴史への関心が高い方からそれ程高くない方までいるため、団体のニーズに応じた対応が求められる。一方で博物館来館のきっかけとなる層でもあることから、④企画展見学者や③リピーターへと変わる可能性を秘めている。そのためには、居心地の良さに加え、何かしらの学びを得られる経験を提供することが必要である。

## ⑥学校見学の生徒・児童（Aミュージアム機能）

教育活動の一環であることから、学びを得られるような仕組みが必須である。その上で、将来的に④企画展見学者や③リピーターとなる可能性があることから、まずは高校・大学へ進学後も博物館を利用してもらえるよう取り組む必要がある。

## ⑦子ども・幼児（Aミュージアム機能）

早いうちに歴史文化に親しむ習慣をつけることで、③リピーターとなっていく可能性がある。まずは親子で学ぶ場を提供し、歴史に触れる喜びを得られる空間づくりが求められる。

## ⑧その他の理由（E共通機能→Aミュージアム機能）

近隣で開催されているイベントの行き帰り時や、スタンプラリー等での来訪、④企画展見学者の同行者など、自ら「刈谷市歴史博物館」へ来ることを目的とはしていない層である。まずは広報を通じて歴史博物館を認知していただく事、その上で④企画展見学者となっていくことを目指していく。そのため第一には居心地の良い空間づくりが求められるが、展示室への誘導を含め、博物館へ再び来ていただけるようにすることが必要である。

以上の8つに分類したが、来館者の中で多いのは④企画展見学、⑥学校見学の生徒・児童、⑧その他の理由である。①～⑤への対応は勿論であるが、⑥～⑧の来館者に対し、④企画展見学者や③リピーターへ繋げていく取り組みは常に必要である。

## 1-2-2 歴史博物館と距離がある層への訴えかけ

前項で示した通り、歴史博物館はすべての来館者の要求を満たしていく必要があるが、一方で刈谷市の行政機関という側面もある。そこで、歴史博物館に何らかの理由（アクセス面や身体障害などの理由が考えられる）で来ることができない市民や、日常的に来ることがない市民にとっても必要とされる存在でなければならない。

広く市民に必要とされる歴史博物館を目指すため、行っていく活動を列記する。

### ① 博物館の事業を知ってもらい、来てもらうための活動

市内全戸に配布される市の広報誌（「刈谷市民だより」）や SNS 等を通じて、これまであまり歴史に興味を持ってこなかった層にも分かりやすく事業内容を伝えていく。また、博物館のイベントを企画する際も、歴史への知識が深い層だけでなく、これまで縁遠かった人たちも参加しやすい内容を意識する。

まずは歴史博物館がどのような施設か認知してもらい、来てもらうきっかけを作る活動が必要である。

### ② 地域の歴史を伝えていく活動

市民に自分たちの住む地域への興味関心を引き起こし、さらには愛着を抱いていただくため、歴史文化の側面からアプローチをしていく。小中学校等の授業と連携するアウトリーチ活動や、出前講座を通じて、歴史博物館へ来ることが難しい層（子どもや車を持たない高齢者等）へ地域の歴史や歴史を学ぶことの楽しさを伝えていく。

この場合、相手が歴史に詳しくないことを十分に理解し、分かりやすい言葉で、かつ身近な歴史と結び付けて語り掛けていくことが重要である。

### ③ 市内に所在する文化財や地域の歴史を遺すための活動

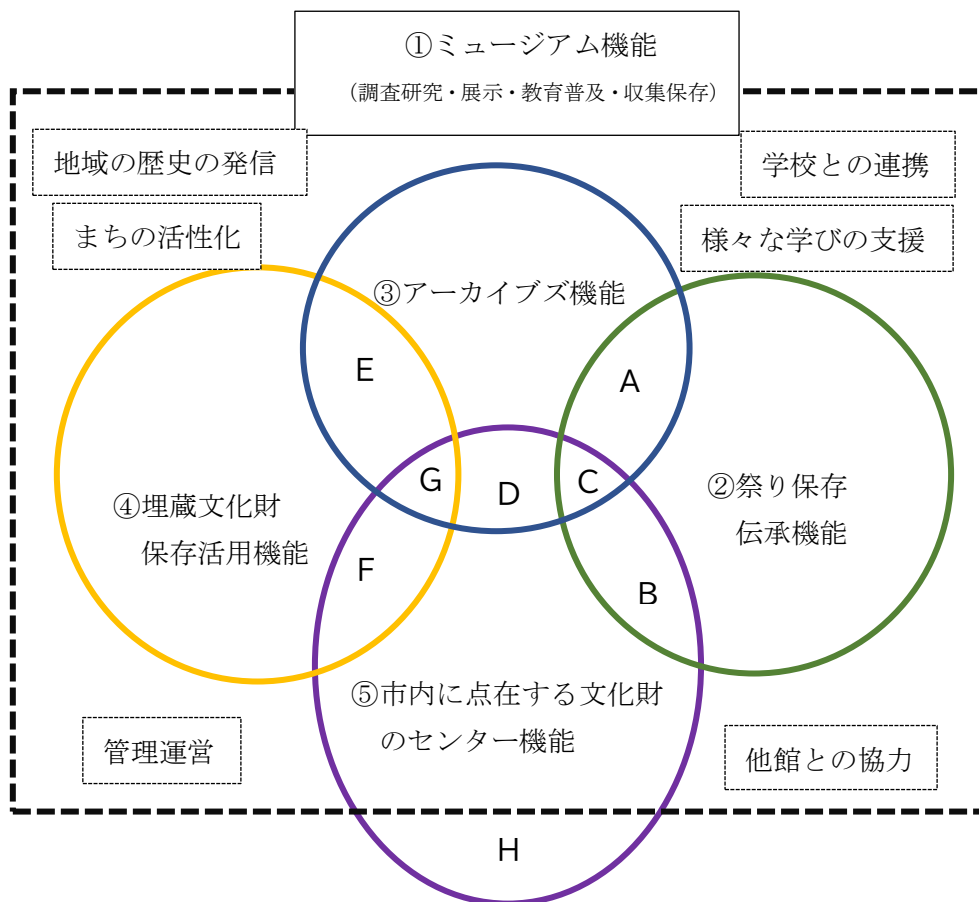
歴史博物館は刈谷市の文化財保護部門を兼ねていることから必要な活動で、指定未指定に関わらず地域に遺る文化財を保護活用していくことが求められる。日常的には、地域文化財の把握や目視確認、所有者とのコミュニケーションを取っていくことが必要で、そのような活動を通じて、文化財の保護と活用への理解を深めていくことが必要である。

特に近年は災害が多発していることから、過去の災害における被害の継承も重要である。また一度災害が発生すると、これまで日常であった地域の街並みや生活が失われ、元に戻るにも大変な時間がかかることから、地域の日常を記録していくことも求められている。

## 1-3 歴史博物館が果たす機能

当初方針ではミュージアム機能、祭り保存伝承機能、アーカイブズ機能、埋蔵文化財保存活用機能という4つの機能に加え、これらを支える共通機能という5つの機能で博物館の活動が整理されていた。本運営方針では、[1-2]を踏まえ、歴史博物館の機能を改めて下記の通り整理する。（次ページ図参照）

【図：各機能の関係】



- A：祭りの記録、保存会への情報提供
- B：祭り関係資料（山車・万燈など）の保存
- C：祭りの調査研究
- D：在野の文化財の調査・記録（マイクロ・写真画像）
- E：調査報告書の保存（刈谷市・他市）
- F：遺跡の保護、史跡の整備
- G：（遺跡の背景など）文献資料による整理・補完
- H：天然記念物の保護・活用

※歴史博物館のため、ミュージアム機能から外れる

①ミュージアム機能独自の事業

地域の歴史の発信：展示や事業を通じて、市内外に刈谷の魅力ある歴史文化を発信

まちの活性化：博物館独自の事業や市の事業への協力を通じての賑わいづくり

学校との連携：博物館資料を教育現場で活用し、児童・生徒の学習を支援

様々な学びの支援：来館者の属性に応じた学びを提供

管理運営：来館者にとっても文化財にとっても快適な空間の整備

他館との協力：市内他施設や他市の博物館施設との協力を通じて博物館の魅力を向上

①ミュージアム機能

歴史博物館の根幹を成す機能であり、他の4つの機能と連動するものである。

②祭り保存伝承機能

祭り保存会等との連携を通じて地域の祭礼文化の継承を目指すものである。

③アーカイブズ機能

地域に遺る古文書や記録等を整理保存し、地域の歴史研究に資するものである。

④埋蔵文化財保存活用機能

文化財保護法に基づく法的義務である他、地域の遺跡から出土した遺物や埋蔵文化財を保存活用していくものである。

⑤市内に点在する文化財のセンター機能

地域に遺された文化財を保存活用することで、地域住民を中心とした歴史文化の振興に資するものである。

#### 1-4 公開承認施設認定へ向けた取組

企画展における重要文化財の借用公開を継続的に続け、令和6年度中の認定を目指す。(現状整備されている)防災や防犯体制を維持し、ソフト面でも学芸員の専門性を高めることで、他館からの信頼を得る。

#### 1-5 上位計画との関係性

市の根幹計画である「第8次刈谷市総合計画」(令和5年度～24年度)では、「刈谷市の目指す将来都市像」の項目において「先人たちから受け継いできた歴史・文化は、まちへの誇りや愛着を育む重要な要素であることから、大切に守り、後世に伝えていくとともに、歴史・文化資源を磨き上げ、広く発信していくことも大切な責務です」と明記されている。また、重点戦略においても「3. にぎわいの創出」の中に「歴史・文化資源を生かしたにぎわいづくり」が位置付けられている。ここでは「主な取組」に「歴史博物館における企画展開催などによる歴史文化やものづくり文化の発信」と記されている。

下位計画である「第2次刈谷市文化振興基本計画 [中間改訂版]」(令和5年度～9年度)においては、基本方針2「文化芸術の観光への活用」、基本方針3「歴史・文化財等の継承と発信及び活用」、基本方針4「施設等を活用した文化芸術の振興」において、歴史博物館が取り上げられている。

また、「第3次観光推進基本計画」(令和6年度～15年度)においては、基本方針1「刈谷らしい魅力の磨き上げ・ブランド化」の中に「歴史文化に関すること」として歴史博物館の求められる役割が明記されている。

本運営方針も、このような市の計画が目指す方向性を踏まえ、目標達成に寄与するものでなければならない。



## 2 博物館の中核的機能（ミュージアム機能）

[1-3] に記した通り、ミュージアム機能は歴史博物館の根幹を成すものである。博物館の4つの事業（調査研究、展示公開、教育普及、収集保存）に加え、博物館をより多くの方に利用してもらうため2つの活動を追加し、ミュージアム機能に位置付ける。

### 2-1 調査・研究事業

歴史博物館が博物館として活動していくために最も重要な事業である。

学芸員は刈谷市及び周辺地域の歴史、もしくは歴史博物館の活動に求められる分野（例えば博物館学や保存科学、教育普及など）の中で各自がテーマを設定し、調査研究を進める。

指導主事は学校教育を中心とする各種教育普及事業の企画・開催を通じて、調査研究を行う。得られた成果は「展示・公開事業」「教育・普及事業」「収集・保存事業」やその他の機能で位置付けられている方法（例：研究、博物館NEWS、展覧会、歴博ゼミナール、調査報告書）によって市民へ還元する。

具体的な内容：所蔵資料の調査、展覧会開催の事前調査、研究紀要の執筆（前記目的を達するための図書館等専門機関における資料閲覧等を含む）、学芸員の専門分野・研究テーマの公開

課題と対応：①特定の分野（民俗学等）について、専門学芸員の不在→現在、所蔵している資料や散逸の恐れのある資料の収集を進め、今後補充された際に調査研究が可能な状況を維持する。また、生活体験や戦争体験は可能な限り、聞き取りを進め、記録保存する。

②長期的な研究課題の設定（展覧会の開催に馴染まないテーマや研究期間が長期にわたるテーマの設定が難しい）→研究紀要で途中経過の報告をすることや、他の研究機関との連携によって長期的な研究課題を設定できるようにする。

### 2-2 展示・公開事業

歴史博物館に来るきっかけとして「展覧会を見に行く」という方は多くおられることから、博物館に親しんでいただくための入口となるべき事業である。

歴史ひろば・お祭りひろばにおける展示（以下、「常設展」という。）を通じて、旧石器時代から現代にいたる刈谷の歴史文化や祭礼文化を伝えていく。歴史ひろばにおいては展示替を定期的に行い、「変化のある」展示を目指す。展示替えを通じて、可能な限り実物資料を展示し、調査研究の成果を示すよう努める。また、常設展もギャラリーートークを行い、何度来ても新たな学びが得られる展示を目指す。

企画展は年間3回程度（うち有料の企画展2回程度）実施する。テーマは、刈谷の歴史への興味関心を深めることのできる内容を博物館独自に設定し、学芸員による調査研

究の成果を中心に内容を構成する。また、新たな来館者を掘り起こし、歴史への関心を持ってもらうために、広く市民に訴えかけることのできる巡回展も開催する。企画展は県外からの借用や、重要文化財の借用を伴う展示に関しては有料展とする。展示内容は分かりやすさを第一とし、歴史に以前から興味のある層だけでなく、それ以外の来館者にも伝わるよう努める。

有料展においては図録を制作し、調査研究の成果を来館者のみならず、他の博物館学芸員や研究者等も得られるようにする。これにより、調査研究の成果を社会的に還元することが可能となる。

具体的な内容：常設展の展示替、常設展のギャラリートーク、ポケット学芸員の展開、  
企画展の開催、図録・解説パンフレットの制作

- 課題と対応：①お祭りひろばのコンセプトや歴史ひろばの近世・近代部分のテーマ設定が中部地区に偏っている→テーマ設定を変えることは難しいが、展示替えなどで実物資料を展示する際には、北部や南部地区の歴史にも配慮した展示とし、可能な限りそれぞれの地区に所縁のある資料を展示する。
- ②歴史ひろばの展示内容がテーマ別展示（通史展示の不足）→展示のテーマについては、展示室の設計と関わるため変更は困難であるが、固定テーマに捉われない展示替を一部実施していく。また、展示室の広さに捉われないオンラインミュージアムも検討していく。
- ③外国人にも分かりやすい展示→資料のタイトル名などにおいて、一部英語併記を検討する。また、ポケット学芸員等を活用した多言語対応を検討する。
- ④配慮が必要な人への対応→来館者の特性に応じた対応を検討する。現状、ハンズオン展示などはスペースがなく実施は難しいが、展示解説などで分かりやすい表現を心がける。

### 2-3 教育・普及事業

当館が最も注力している分野で、来館者の属性に応じたきめ細やかな事業を展開する。

学芸員は、博物館資料や地域の歴史文化への理解を深めるための活動を行う。調査研究で得た成果を分かりやすい言葉で伝えることを心がける。指導主事は学校などの教育機関との連携を主体となっていり、学芸員と協力して博物館資料の活用に努める。企画展関連イベントでは、企画展の内容をより詳しく理解できるよう講演会や講座を開催するほか、企画展に興味を持てるような体験活動を行う。また学校見学やアウトリーチ活動に力を入れ、子どもたちが歴史博物館と関わる機会を増やし、卒業後も来館者として来てもらえるよう取り組む。

その他、古文書講座や歴博ゼミナールなど地域の歴史に触れられる機会を定期的に設けることで、地域の歴史に興味のある層がリピーターとなることを目指す。

具体的な内容：企画展関連イベント、歴博ゼミナール、学校連携（中1見学、高校生

の展示)、体験コーナーの運営、古文書講座、団体見学対応、博物館実習

課題と対応：①歴史ひろば内体験コーナーでは、スペースの狭さや位置関係から体験内容に限界がある→衣装体験などは1階の講座室でも行えるようにした。体験内容のバリエーションを増やすことを検討しつつ、ARやVRなどの活用で新たな体験を提供できないか検討する。また、各種イベントに体験要素を盛り込むよう努める。

②イベント数の増加→イベントを行うことが目的とならないよう、イベントごとに目的と対象を明確化する。また目的が達成されたものについては、間隔を開けるなど回数を減らすことも検討する。

## 2-4 収集・保存事業

刈谷及び周辺地域に関する資料を収集・整理し、保存することは、歴史博物館としての責務であり、地域の歴史を未来に遺すためにも継続して行っていく必要がある。

資料収集方針に基づき、寄贈の依頼などを通じて資料の収集を行う。収集した資料は、将来まで活用できるよう IPM (※) の考え方に基づいて保存に努める。虫害の高い資料は燻蒸を行い、他の資料に広がることを防ぐ。また、カビが発生すると資料が損壊してしまうことから、温湿度管理に加え、定期的な目視確認を行う。重要文化財借用時を中心に文化財活用センターの助言を仰ぎ、適切な展示・保管環境を維持する。

また、改正博物館法の理念に基づき博物館資料のデジタル化を進め、デジタルコレクションの公開を目指す。これにより、資料の貸出や画像提供等がよりスムーズに行えるようになる。

※IPM とは IntegrAted Pest MAnAgement (総合的有害生物管理) のことで、文化財の生物被害対策をくん蒸だけに頼ることを止め、予防に重点をおき総合的に管理すること。具体的には、生物生息状況の把握、清掃、点検、空調制御、虫害等の早期発見により生物被害を防ぐ。

具体的な内容：収蔵庫や展示室の維持管理、寄贈資料を中心とした燻蒸、日常的な IPM 業務、資料の整理、資料の使用許可

課題と対応：①歴史資料の公開→[5-3]デジタルミュージアムへの対応を参照

②民具類の保存環境→民具類は歴史博物館外に保管しているが、適切な保存環境を維持するために注意が必要である。学芸員による定期的な点検(資料の目視確認を含む)を行う。

③展示ケース内の有機酸対策→有機酸の発生を可能な限り抑えるよう、展示期間外のメンテナンスを重点的に行う。

④(特に文献資料に関して)個人情報処理→個人の名誉・プライバシー(ここでいう個人は死者を含まない)に係る情報を漏らすことがないように、公開前に資料の内容確認をする。

## 2-5 情報収集・発信の活動

歴史博物館が市民にとって必要とされるためには、上記に掲げた4つの機能に加え、活動内容等の情報発信が必要である。同時に、どのような事業が求められているのかといった情報の収集・分析も欠くことはできない。

情報収集として、来館者が何を求めているのか、どうすればリピーターとなるのかを知るため、来館者アンケートを積極的に実施する。結果は博物館職員全員が共有し、博物館運営の充実につなげる。また、他博物館の活動に関する情報も収集することで、博物館活動の潮流を逃さないよう努める。

情報発信では、展覧会やイベント内容の告知に留まらず、様々な情報を伝えていく。例えば、刈谷の歴史に関する情報をホームページやSNSを通じて積極的に発信する。市民向けに発行される「市民だより」においては、歴史に詳しくない市民の方にも興味をもっていただけるよう、可能な限り分かりやすい言葉で記載する。また、企画展の告知などでは鉄道広告等を展開し、市外への広報を強化する。

具体的な内容：アンケート強化月間、愛知県博物館協会における活動、年報の刊行、市民だより、ポスター・チラシ・ホームページによる広報

課題と対応：①ホームページビュー数の少なさ→ホームページの閲覧を誘導する取組や、ホームページ独自の情報発信を増やすなど特色を出していく。

②アンケート回答者の固定化→アンケートの回答方法を現在の用紙のみから、オンラインでの回答も可能とする。

③発信方法の多様化→X(旧 Twitter)での発信を行っているが、社会の状況に応じてLINEなど他のSNSの利用も検討する

## 2-6 親しみやすい博物館となるための活動

歴史博物館は来ていただける全ての方に学びを提供する場であることを目指している。来館者の中には博物館資料の展示だけでは学びを得ることが難しい方もおられ、来館しない方の中にはそもそも博物館へ来ることに敷居の高さを感じている方もいる。そこで、博物館施設を気軽に利用してもらうための活動も必要である。これにより2回目以降の来館を促し、ひいてはリピーターとなっていただくことを目指す。

博物館資料の展示だけでは歴史の理解が難しい層に対しては、日ごろから歴史に親しんでいなくても展示の趣旨が理解できる分かりやすいキャプションの展開や、個別の解説が必要である。他に、簡単工作や重ね押しスタンプラリーなど歴史文化に親しんでもらえるイベントを随時実施し、博物館に来れば楽しめるといった意識を持ってもらうことも大事である。

博物館へ来ることに敷居の高さを感じている方に対しては、一度来てみたいと思っていただくための取組が必要である。例えば、企画展のテーマ設定や広報の仕方を工夫し、歴史にそれ程興味が無くても見たいと思っていただける仕掛けや、マジックショーや茶

会などのイベントを開催することなどが挙げられる。

一度来館された方にリピーターとなっていただくためには、満足していただくことが重要である。清掃の徹底などの施設管理は言うまでもなく、職員の対応も満足度の評価対象となる。

具体的な活動：簡単工作、重ね押しスタンプラリーの開催、図書コーナーの設置、刈谷城盛上げ隊の活動場所としての提供、歴史体験講座の開催、マジックショーや茶会等のイベントの実施

課題と対応：①体験コーナーのスペース的限界→〔2-3〕教育・普及事業を参照  
②市民で歴史博物館を認知していない層への展開→魅力ある巡回展やイベントを検討し、一度来てもらえるよう取り組んでいくほか、市内の地区や福祉施設等に団体見学をしていただけるよう広報していく。

### 3 博物館機能以外の活動（祭り伝承機能・アーカイブズ機能・埋蔵文化財保存活用機能に加え、市内に点在する文化財のセンター機能）

本運営方針ではミュージアム機能を中心に据えるが、他の機能も歴史博物館にとって欠くことのできない機能であり、ミュージアム機能と以下に挙げる機能・活動が相互に関わって博物館の活動を推進していく。

#### 3-1 祭り保存伝承機能

お祭りひろばにおける祭りの展示を継続し、必要に応じて展示品のメンテナンスを行う。指定文化財となっている祭礼だけでなく、地域で継承されてきた未指定の祭礼も含めて記録保存に努める。

祭りの継承は各保存会が主体となって行っているが、博物館として必要なサポートを随時行う。また、祭礼が地域を特徴づける文化の一端を担っていることから、市民や来館者に向けて情報を発信する。

具体的な活動：祭り道具などの展示・万燈担ぎ体験（以上、お祭りひろば）、指定文化財の祭礼の記録、祭礼の魅力の情報発信

課題と対応：①祭礼文化の継承に係る調査研究が可能な人材の不足→必要に応じて研究者に調査の依頼を検討する。

②地域で継承されてきた祭礼（特に北部・南部地域）の記録の不足→開催情報の収集に努めるとともに、可能な限り撮影を行い、後世に遺す。

③体験用万燈のメンテナンスや入替の検討→状態を確認し、状態が悪ければ開館10年を目途に再制作の依頼を検討する。

#### 3-2 アーカイブズ機能

刈谷市の歴史に関する各種情報を収集し、原資料（古文書等）や記録（画像データ等）を整理・保存する。図書館に所蔵されている古文書や村上文庫等の貴重資料のマイクロフィルムを保管し、災害時のバックアップとする。また、資料閲覧室において来館者に向けて資料を公開し、来館者の調査研究に対するニーズに応える。

具体的な活動：刈谷市内に所在する古文書類の調査・収集、市外に所在する刈谷関係資料の調査、歴史関連資料（図書）の収集整理、マイクロフィルムの紙焼製本及びデジタル化、資料の閲覧対応や情報提供

課題と対応：①古文書類のデジタル化→約5万点あることから直ちに全てをデジタル化することは難しいが、文書群単位での目録見直しと撮影を随時実施する。

②閲覧室の利用者数増加へむけた方策の検討→企画展関連図書の紹介や、図書館の郷土資料室と連携を進めるなど、利用者がアクセスしやすいように努める。

③調査研究成果の公開→古文書類を翻刻した資料集の刊行を検討する

- ④写真資料の収集→市民への呼びかけなどを実施し、デジタル画像も含め、より効果的な収集に努める。
- ⑤将来的な市史編纂に向けた準備業務→市民への呼びかけを随時行い、古文書類の廃棄を防ぐ。

### 3-3 埋蔵文化財保存活用機能

文化財保護法に明記されている埋蔵文化財の調査に加え、発掘された出土遺物の整理を行う。成果については、調査報告書を刊行して発表するほか、企画展示や歴史ひろばの特集展示を通じて公開する。また、市民に埋蔵文化財に親しんでもらえるよう各種事業を展開する。

具体的な活動：文化財保護法に伴う各種事務・緊急調査、出土遺物の注記、調査報告書の刊行、企画展や常設展における資料の展示、考古学体験イベントの開催

課題と対応：①歴史ひろばにおける展示の固定化→展示替を実施するか、オンラインミュージアムを利用した展示を検討する。

②当初、土器の野焼きスペースとして計画されたどんぐり広場の活用→周辺環境などから土器の野焼きは困難であるため、活用可能なイベントを検討する。

③遺跡現場の見学会→今後の発掘調査において、遺跡の性質や内容によって開催を検討する。

④博物館業務と埋蔵文化財業務の両立→埋蔵文化財業務のひっ迫が博物館業務に影響を与える恐れがあることから、博物館業務を独立させる必要があるが、そのための改善策を検討する。

### 3-4 市内に点在する文化財のセンター機能

指定・未指定に関わらず市内に伝存する文化財の保存活用を図るため、文化財保護審議会委員や地域・団体の依頼に応じて調査を行うとともに、所有者に対し保存活用に向けた助言を行う。また、学芸員が中心となって日常的な管理状況の確認や、目視による調査を随時行う。災害発生時には職員が分担して、文化財の被災状況を確認する。指定文化財の修復や史跡整備に関しては、文化財保存事業費補助事業の活用を図るなど、所有者と連絡調整を密に行う。

具体的な活動：依頼に応じた寺院等の資料調査、地域に所在する資料の寄託・受領、文化財保護審議会の開催、指定文化財への補助

課題と対応：①文化財保存活用地域計画の策定→地域に所在する文化財の悉皆調査や有識者による策定委員会などの体制の整備が必要で、今後他市の状況などを確認した上で、策定に向けて動いていく。

②指定文化財所有者の世代交代に伴う連絡の遮断→指定文化財所有者

と定期的に連絡を取り、文化財の状況を確認し、場合によっては寄託等より安全な方策を奨める。



#### 4 博物館施設を利用しやすくするための活動（管理部門）

歴史博物館の機能的な根幹は2, 3に掲げた通りであるが、それのみでは博物館の運営は不可能である。来館者に安心・安全で快適な時間を過ごしていただくこと、常に新しい活動を行うために自主財源を確立することは、博物館の諸機能と同様に重要である。

##### 4-1 博物館施設の利用

施設面においては、開館してまだ5年であること、設計当初よりユニバーサルデザインの設計がなされていることなどから当面の間、改修は考えていない。博物館は展示室で展示を見るだけの場所ではなく、様々な体験を通じて「学び」を提供する場である。また、施設を快適に利用していただくために、柔軟な運用で対応していく。以下に諸室（展示室を除く）の運用基準を定める。これら諸室で展開する事業は博物館（一部、市の関連部署）が主催となって行うもので、個人・団体への貸館は想定していない。

エントランス：来館者の受付や質問対応、博物館関連グッズの販売、図書コーナーの資料閲覧のためのスペースで、このほか来館者の休憩や待ち合わせ場所としての利用を想定している。ただし、一時的に机・椅子を撤去し、市の魅力を発信する展示や企画展関連イベントなどの展開は可能とする。

講座室：通常は2つに仕切り、オープンスペースと会議スペースに分けて運用する。オープンスペースにおいては過去に制作した映像資料の放映や、各種講演会・講座・イベントを実施する場所として利用する。また、博物館が主体となって行う各種連携事業において、展示やイベント開催の場所としての利用も可能である。特に大規模なイベント、もしくは大人数の利用が想定される場合、講座室の仕切りを撤去する。

体験学習室：歴史体験イベントを開催する場所として想定している。27名まで収容可能だが、収容人数を超えるイベントは講座室の利用を検討する。イベントのない休日は簡単工作を開催するが、平日は閉鎖し中学校1年生の見学対応や中学生の職場体験の控室などに利用する。

資料閲覧室：来館者が古文書類の複製（紙焼き資料）や図書資料の閲覧を行うために利用する。

会議室：通常は館内の打合せ等に利用する。イベント開催時は控室などとして利用する。

廊下：刈谷市の事業や他館の企画展のポスター等を掲出するほか、スタンプラリーやパネル展示を行い、博物館を楽しんでいただくためのスペースとして活用する。

##### 4-2 来館者へのサービス、安全管理

職員は博物館が公共施設であることを認識し、全ての来館者に気持ちよく利用していただけるよう努める。そのため正規職員、会計年度任用職員ともに来館者への対応は誠意をもって行う。また、来館者アンケートは職員で共有し、特に不満や要望が書かれた

内容に関しては対応策を協議し、改善に努める。

交通アクセスが不便であること、周辺に飲食店が少ないことから、アクセス案内や飲食店マップを作成し、希望する来館者へ配布する。市内の史跡や関連施設に関しても可能な限り案内し、情報を伝える。

来館者や所蔵資料の安全を確保するため監視カメラを設置している。そのうえで迷惑行為を行っている来館者や、不審者がいた場合は、職員による声掛けを徹底する。

#### 4-3 火災、地震等自然災害等への対策

博物館の立地は川沿いの低地であり、過去において住宅が建てられたことのない場所であることから、災害へのリスクは高い。また、文化財資料を多数収蔵しているという特性上、火災や地震、それに伴う津波発生時においても人・文化財の両方に適切な対応が求められる。

施設内における火気使用は厳禁とする。また、各種警報発令時には来館者への告知を行い、帰宅可能な場合は帰宅を促すなどといった対応を行う。策定されている対応マニュアルに沿って、災害訓練を定期的実施するとともに、適宜マニュアルの見直しを行う。

#### 4-4 事業に必要な財源確保

歴史博物館は市の直営施設であり、事業を展開するための財源の多くは、市民からの税金である。そのため職員は常にコスト意識を持つことが求められる。

一方で一般財源（市税）に頼る運営は、市税の多寡によって事業内容が制限されるなどの弊害がある。そのため、財源の多様化を目指していく必要があり、下記により財源確保に努めていく。

- ①事業収入…有料の企画展やイベントの参加費として徴収する。受益者負担の原則により、事業費を超える収入を得ることは困難であるが、事業費を補うべく観覧者・参加者を増やしていく方策が求められる。
- ②グッズ・書籍販売収入…当館オリジナルグッズ、カプセルトイなどの歴史文化を想起させる関連グッズの販売や、企画展図録等の頒布によって得られる収入である。特に関連グッズは商品や販売方法によって多くの売上が見込めることから、魅力ある商品の発掘、及びオリジナルグッズの開発に努める。
- ③補助金…国（文化庁）や財団等から支給される補助金である。企画展の開催や、資料の修繕に利用できるものが殆どで、補助金の目的によって条件が細かく定められている。条件に合致すれば得られる可能性が高いため、積極的に情報を収集し、応募していく。
- ④寄附金…クラウドファンディングやふるさと納税などを活用した寄附金である。資料の修繕などに利用できる可能性がある。今後、多額の修繕料が必要な資

料が出てきた場合には、活用を検討する。

#### 4-5 施設面での課題と対応

施設面での課題は、来館者アンケートなどでもたびたび指摘されている。予算措置や市の関係課との調整が必要な課題は、直ちに改善することは難しいのが現状である。ここでは、現状で認識している課題と今後とるべき対応を列記するに留める。

- ①アクセス面の改善：公共交通機関を利用しての来館が不便である。JR、名鉄の駅からはともに徒歩15分（1.5km）程度の距離があり、刈谷市公共施設連絡バス（かりまる）が運行されているものの、開館時間中の運行は3本に留まっている。また、駅からの路程も分かりづらい。JR 東海道本線逢妻駅には博物館までの地図とポスター掲示板を設置しているが、博物館の最寄り駅という雰囲気は打ち出せていない。

そのため、公共施設連絡バスの本数増加や利便性向上を求めていくとともに、駅から楽しく歩ける道路の整備（カラーマーキングや看板設置など）も求めていく。

- ②キャッシュレス決済：受付において企画展の入場券やミュージアムグッズを販売しているが、現状は現金のみの対応である。キャッシュレス化の進展に伴い、キャッシュレス対応を求める声が増えている。レジの交換等が必要になるものの利用者の利便性向上にも繋がることから、今後レジを更新する段階において、キャッシュレス対応を行う。

- ③カフェコーナーの設置：近隣に飲食店がないことから設置を求める声が多い。しかしながら博物館は文化財の公開施設であるため、虫害への懸念が強く、現在の施設内に設置することは難しい。屋外スペースにおいてキッチンカーを設置するイベントを増やしていくことを検討するとともに、将来的に近隣の市有地が開発される場合には、カフェやレストランの設置を強く求めていく。

- ④屋外スペースの活用：屋外には「体験広場」「どんぐり広場」が設置されているものの、現状では殆ど利用されていない。これは天候に左右されるためイベントの企画が難しいこと、想定より風が強く利用可能な条件が限られることによる。上記の理由から今後も活用方法は限られるが、キッチンカーの設置やテント・風除けを設置した上でのイベント開催など、今後も利用方法を検討していく。

## 5 地域の中核となるミュージアムを目指すための活動

### 〔今後5年間のアクションプラン〕

歴史博物館の基本的運営方針については2～4で示した通りであるが、博物館として特に力を入れていく事業や、博物館法改正に伴い対応が求められている事業については、重点的に進めていく必要がある。

#### 5-1 学校教育との連携や、市民参画型の事業展開

歴史博物館ではこれまで小中学校を中心に、学校教育との連携を重視して事業を展開してきた。教育との連携は博物館の強みを発揮しやすいことから、今後も継続していく。令和4年度以降は、愛知教育大学や市内の高等学校等と事業の連携が行えるようになった。高校や大学の場合、博物館としても若い来館者の掘り起こしや、新たな魅力あるイベントの開催に繋げることができる。そのためこの流れを継続するとともに、さらに発展させていくことを目指し、多彩な学びの場の提供に努める。

また博物館の各種事業への市民参画も、生涯学習の視点や博物館への来館促進といった観点から必要である。多様な市民参画の方法がある中で当初方針に挙げられていたボランティアも一つの方法として検討していく。

#### 5-2 郷土資料館等の市内関連施設や他の博物館等との連携

刈谷市郷土資料館との連携を軸に依佐美送信所記念館などの展示施設や、民間による運営が行われている野田史料館及びトヨタ系グループの展示施設との関係を形成し、歴史文化施設のコアとしての活動が行えるよう目指す。このほか、刈谷市美術館・刈谷市中央図書館とは展覧会開催時を中心に来館者が相互利用できるよう、連携を行う。

各施設との連携内容は下記の通りである。

- ・刈谷市郷土資料館：博物館資料の管理を一体的に行うほか、歴史博物館と郷土資料館の双方を巡ってもらうための事業を展開する。（例：スタンプラリー、展示内容の連携）
- ・刈谷市美術館：広報の相互協力の他、有料企画展の相互割引など来館者の回遊性を高める事業を展開する。
- ・刈谷市中央図書館：広報の相互協力の他、郷土資料の利用（レファレンス）などにおいて双方の来館者の便宜を図る。
- ・依佐美送信所記念館：記念館に所蔵されている資料の保存管理や展示方法に関する助言を行うほか、歴史博物館の来館者に記念館への来訪を促すための広報を行う。
- ・野田史料館：史料館に所蔵されている資料の利用を希望する来館者への便宜を図る他、史料館からの求めに応じて資料の保存管理に関する助言を行う。
- ・トヨタ系グループの展示施設：来館者の回遊性を高められるよう広報の相互協力など関係強化に努める。

このほか、近隣市の博物館施設との事業連携や、愛知県博物館協会、愛知県史跡整備市町村協議会等への参加を通して、博物館ネットワークの強化を図る。

また情報収集や相互連携を図るため、日本博物館協会への加入を継続する。これに加え、災害発生時への備えとして東海歴史資料保全ネットワークや全国歴史民俗系博物館協議会への参加を検討する。この他、学芸員の経験値向上や相互協力を目的として、関係機関が行う文化財レスキュー事業への参加も積極的に検討する。

### 5-3 デジタルミュージアムへの対応

博物館資料のデジタル化は、博物館法の令和5年改正により明記された。現在、歴史博物館では「収藏品管理システム」を利用して資料を管理しており、歴史資料（美術工芸品や民俗資料など）、古文書類、考古資料に加え、図書資料の4つに分類し登録している。このうち、古文書類や図書資料は閲覧に供するため館内でのみ公開しているが、歴史資料や考古資料は非公開の状態にある。そのため、デジタル化と資料の公開を同時に進めていく必要がある。（この場合の公開とは、インターネット上での公開を示す）

デジタル化に向けて、まずは資料の写真撮影を進めていく。現在所蔵している資料画像の多くはポジフィルムやマイクロフィルムで撮影したもので、年数が経過していることもあり再度撮影が必要である。それと同時に目録の内容確認やデータ整理を進め、データが整ったものから公開を始めていく。

このほか、博物館への物理的なアクセスが難しい利用者や博物館に来たことのない利用者に向けての情報発信のため、令和2年度より参加している「おうちミュージアム」の機能強化、及びデジタル化された資料に基づくオンラインミュージアムの検討を行う。

## 6 運営の検証と評価

博物館施設は興味関心・目的・滞在時間などが来館者によって様々であることから、一概に来館者数で評価されるべきではない。しかしながら、コロナ禍が明けつつあり博物館事業のほぼ全てを展開した令和4年度の来館者数である年間3万人を一つの目安とする。企画展の入場者数についても、時期や入場料の有無、展示内容によって大きな差があることから、企画展ごとに入場者数の目標を設定して、評価材料の一つとする。

博物館運営における評価の軸として、来館者アンケートを利用する。来館者アンケートの集計結果は館の職員全員で共有し、直ちに改善可能な内容に関しては対応する。

博物館事業の全体の評価、特に長期的な視点での評価は、館長の諮問機関として刈谷市歴史博物館条例に明記されている刈谷市歴史博物館協議会で行う。協議会では来館者アンケートの結果や職員による自己評価に基づき、各委員による活動内容の点検を行い、博物館活動の評価とする。また、次年度以降の活動についても協議会の場で報告し、助言を得て博物館運営に活かすものとする。